（ふりがな） 氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。） 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。） 担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。） 電気通信事業法第９条（第12条の２）の規定により、電気通信事業の登録（登録の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。 ［１～３　略］ ４　電気通信設備の概要 ［(1)～(3)　略］ ［注１～４　略］ ５　中継系伝送路の種類は、当該設備が優先電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数（当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則第49条の６の９又は第49条の６の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）又は第五世代移動通信システム（同令第49条の６の12又は第49条の６の13で定める条件に適合する無線設備（ローカル５Ｇの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局のものを除く。）をいう。以下同じ。）に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。 ［６～８　略］ ［５　略］	（ふりがな） 氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。） 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。） 担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。） 電気通信事業法第９条（第12条の２）の規定により、電気通信事業の登録（登録の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。 ［１～３　同左］ ４　［同左］ ［(1)～(3)　同左］ ［注１～４　同左］ ５　中継系伝送路の種類は、当該設備が優先電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数（当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則第49条の６の９又は第49条の６の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）又は第五世代移動通信システム（同令第49条の６の12又は第49条の６の13で定める条件に適合する無線設備（ローカル５Ｇの基地局又は陸上移動局のものを除く。）をいう。以下同じ。）に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。 ［６～８　同左］ ［５　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（電波法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の電波法施行規則第六条第四項第八号、第十五条の三第二号(8)、第十六条第六号から第十号まで、第十七条第六号から第十号まで及び第十八条第一項第二号の規定は、令和十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

（無線設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に免許又は登録（次項において「免許等」という。）を受けている五GHz帯無線アクセスシステムの無線局（第三条の規定による改正前の無線設備規則（以下「旧設備規則」という。）第四十九条の二十一第一項に規定する無線設備をいう。以下この条において同じ。）の無線設備の条件については、第三条の規定による改正後の無線設備規則（以下「新設備規則」という。）の規定にかかわらず、令和十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

２　旧設備規則の条件に適合する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局については、この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までに免許等の申請があった場合に限り、新設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例により免許等を受けることができる。この場合において、当該免許等を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。